

『いじめ防止対策推進法』に関する本校の基本方針と校内組織

◆ 「いじめ問題」に関する沼田小学校の基本方針

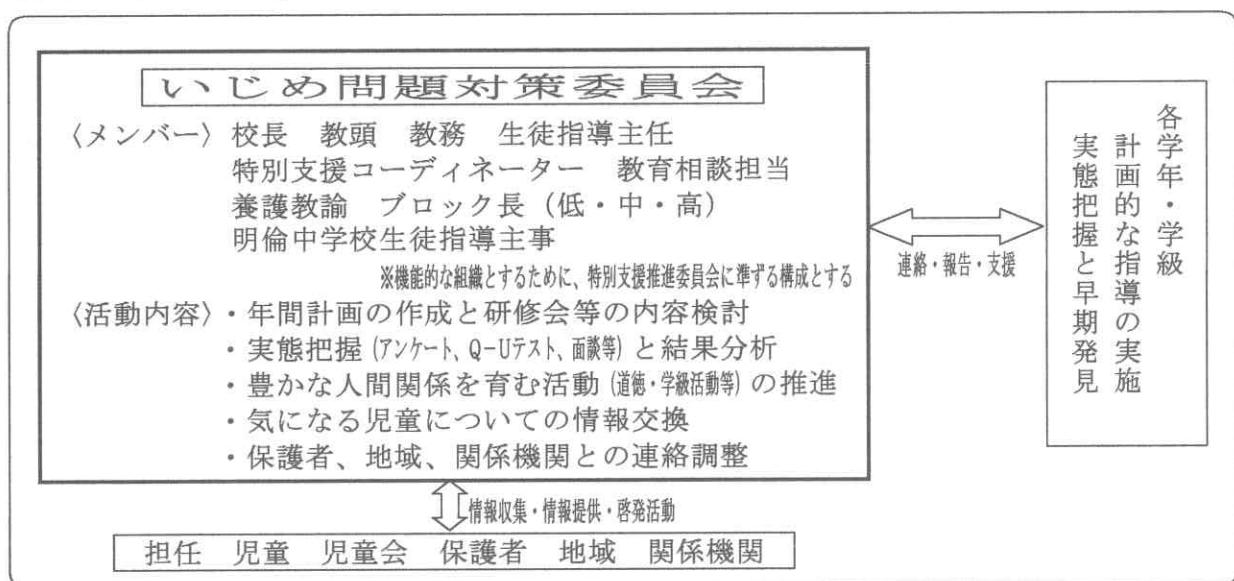
- ◎ 「いじめを見逃さない学校づくり」を推進することで、「児童が安心して学ぶことのできる環境」を整える。

- ①「いじめは本校のどの学級のどの児童にも起こり得る」という認識を全教職員がもつ。
②いじめは絶対に許されない行為であるという認識を、学校全体と地域に行き渡らせる。
③定期的な調査を行うとともに、学校内に児童の悩みを受け入れる相談体制を整備する。
④児童一人一人を大切にする意識を大切にし、児童と教師との信頼関係を築いていく。
⑤いじめが発生した場合は、正確な事実把握を行い、被害児童の立場で考え、解決を図る。
また、加害児童の指導を行い、いじめの再発防止を図る。

※いじめ対応にあたっては、国立教育政策研究所「生徒指導支援資料1～4」を参照し、適切に指導にあたる。

◆ 「いじめ問題」に関する沼田小学校の校内組織

- ◎ チームの力で予防措置を講ずるとともに、いじめ発生時には役割に応じた適切な対応をする。
【平常時（定期的に）】→「いじめ問題対策委員会」の開催



【緊急時（いじめ発生時等）】→「緊急いじめ対策会議」の開催

